

令和 7 年 度

今治市公営企業資金不足比率審査意見書

今 治 市 水 道 事 業

今 治 市 簡 易 水 道 事 業

今 治 市 工 業 用 水 道 事 業

今 治 市 下 水 道 事 業

今 治 市 監 査 委 員

監 第 1 5 3 号
令和 8 年 8 月 4 日

今治市長 徳 永 繁 樹 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 近 藤 博

令和 7 年度今治市公営企業 資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された
令和 7 年度資金不足比率並びにその算出の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、
次のとおりその意見書を提出する。

目 次

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の着眼点及び実施内容	3
第 4	審査の結果	3
第 5	審査の概要	3
1	資金不足比率の定義について	3
2	今治市水道事業資金不足比率の算定について	3
3	今治市簡易水道事業資金不足比率の算定について	4
4	今治市工業用水道事業資金不足比率の算定について	4
5	今治市下水道事業資金不足比率の算定について	4
6	むすび	4

凡 例

千円単位で表示する場合において、単位未満の端数の処理については、原則として審査に付された算定の基礎となる書類に基づき表示した。

令和7年度今治市公営企業 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度	今治市水道事業資金不足比率
〃	今治市簡易水道事業資金不足比率
〃	今治市工業用水道事業資金不足比率
〃	今治市下水道事業資金不足比率
	その算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月31日から8月4日まで

第3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の諸規定に適合し、正確に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第4 審査の結果

今治市監査基準に準拠し、審査を実施した結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、正確に作成されており、各事業の資金不足比率は経営健全化基準を超えていない。
(単位 ٪)

事業会計別資金不足比率	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
今治市水道事業	—	—	20.0
今治市簡易水道事業	—	—	20.0
今治市工業用水道事業	—	—	20.0
今治市下水道事業	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額が発生していない場合は「—」で表示している。

第5 審査の概要

別頁のとおりである。

1 資金不足比率の定義について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 (\%)$$

公営企業の資金不足額は、流動負債から控除企業債等を差し引き、算入地方債を加え、流動資産を控除して算定され、資金不足がある場合には、解消可能資金不足額を控除して算出される。

また、公営企業の事業規模は、営業収益から受託工事収益を控除して算出される。

2 今治市水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)

項 目		令和7年度	令和6年度
資金不足額＝(①－②)＋③－④		△ 3,010,221	△ 3,030,344
流 動 負 債 ①		1,430,290	1,341,913
控 除 企 業 債 等 ②		535,805	581,894
算 入 地 方 債 ③		—	—
流 動 資 産 ④		3,904,706	3,790,363
事業の規模(⑤－⑥)		2,982,167	3,005,931
営 業 収 益 の 額 ⑤		3,089,169	3,060,201
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥		107,002	54,270

(注) 1 控除企業債等は、建設改良費等に充てるための企業債等のうち流動負債に整理されている額である。以下の表同じ。
2 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債のうち固定負債に整理されている額である。以下の表同じ。

今治市水道事業の事業規模は、営業収益から受託工事収益を控除した 29 億 8,216 万 7 千円である。今治市水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、会計処理年度間や現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う等の流動資産、流動負債の調整もないので、資金不足額は、流動負債から流動負債の企業債及び流動資産を控除して算出することになる。その結果、30 億 1,022 万 1 千円超過しているため、資金不足額は発生していない。

3 今治市簡易水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)			
項 目		令和7年度	令和6年度
資金不足額＝(①－②)＋③－④		△ 111,768	△ 93,208
流 動 負 債 ①		59,856	61,654
控 除 企 業 債 等 ②		47,644	47,402
算 入 地 方 債 ③		－	－
流 動 資 産 ④		123,980	107,460
事業の規模(⑤－⑥)		6,486	6,764
営 業 収 益 の 額 ⑤		6,486	6,764
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥		－	－

今治市簡易水道事業の事業規模は、営業収益の648万6千円である。今治市簡易水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、会計処理年度間や現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う等の流動資産、流動負債の調整もないので、資金不足額は、流動負債から流動負債の企業債及び流動資産を控除して算出することになる。その結果、1億1,176万8千円超過しているため、資金不足額は発生していない。

4 今治市工業用水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)			
項 目		令和7年度	令和6年度
資金不足額＝(①－②)＋③－④		△ 2,246,573	△ 2,597,156
流 動 負 債 ①		50,848	95,050
控 除 企 業 債 等 ②		3,866	3,866
算 入 地 方 債 ③		－	－
流 動 資 産 ④		2,293,555	2,688,340
事業の規模(⑤－⑥)		252,697	251,375
営 業 収 益 の 額 ⑤		252,697	251,375
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥		－	－

今治市工業用水道事業の事業規模は、営業収益の2億5,269万7千円である。今治市工業用水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、会計処理年度間や現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う等の流動資産、流動負債の調整もないので、資金不足額は、流動負債から流動負債の企業債及び流動資産を控除して算出することになる。その結果、22億4,657万3千円超過しているため、資金不足額は発生していない。

5 今治市下水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)			
項 目		令和7年度	令和6年度
資金不足額＝(①－②)＋③－④		△ 703,487	△ 579,888
流 動 負 債 ①		2,846,425	2,596,983
控 除 企 業 債 等 ②		2,077,496	2,084,994
算 入 地 方 債 ③		15,808	12,528
流 動 資 産 ④		1,488,224	1,104,405
事業の規模(⑤－⑥)		2,589,442	2,610,920
営 業 収 益 の 額 ⑤		2,589,442	2,612,023
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥		－	1,103

今治市下水道事業の事業規模は、営業収益の25億8,944万2千円である。今治市下水道事業の企業債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした公営企業会計適用債がある。会計処理年度間や現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う等の流動資産、流動負債の調整はないので、資金不足額は、流動負債から控除企業債等を控除し算入地方債を加え、流動資産を差し引いて算出することになる。その結果、7億348万7千円超過しているため、資金不足額は発生していない。

6 むすび

今治市水道事業、今治市簡易水道事業、今治市工業用水道事業及び今治市下水道事業における資金不足比率はいずれも正確に算定されており、資金不足額はないと認められた。

今後も資金収支に留意し、健全な財政を堅持するとともに、いっそう効率的な経営に努められたい。